

神戸市環境影響評価審査会専門部会 会議録

日 時	令和3年6月9日（水）9:55～12:00
場 所	環境局研修会館
議 題	フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業 環境影響評価準備書に関する審議（第4回）
出席者 14名	◇審査会委員：4名 岡村委員，川井委員，藤原委員，山下委員
	◇環境局職員：5名 中村環境保全部長，岡田自然環境担当課長 他3名
	◇事業者：5名 大阪湾広域臨海環境整備センター 代表理事 外山氏 他4名
公開・ 非公開	部分公開

○開会

- 【 部会長 】 ただいまから神戸市環境影響評価審査会専門部会を開催します。
 本日はフェニックス3期神戸沖埋立処分場(仮称)設置事業の環境影響評価準備書に関する審議を予定しております。
 それでは事務局，よろしく申し上げます。
- 【自然環境担当課長】 それでは，本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

- 【 部会長 】 本日は5月28日に開催した前回専門部会における委員からの意見に対する事業者回答の説明を行い，その後専門部会報告のとりまとめに関する審議を予定しております。
 それでは議事に入りたいと思います。事業者を入室させてください。

《事業者入室，事務局より事業者を紹介》

- 【 部会長 】 それでは，事業者から資料9「専門部会（5月28日開催）における委員意見に対する回答」についてご説明をお願いいたします。

《事業者より、

資料9 専門部会（5月28日開催）における委員意見に対する回答

について説明》

【部会長】 ただいまのご説明についてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】 遮水シートの接合方法について具体的で非常にわかりやすい資料を作成していただきありがとうございました。我々が想定していた構造とは少し違いましたが、個々に遮水シートが接合されていることが分かりました。

また、東京湾新海面処分場について、供用を開始してから18年が経過していますが、ここではどういう事後管理や事後の水質モニタリングが行われているのでしょうか。つまり、前回の専門部会の際もお話しましたが、仮にトラブルがあっても、検知する方法がなければそのままの状態が続くこととなります。先行事例でどのようなモニタリングがされているのか、情報をお持ちであれば教えてください。

【事業者】 こちらの情報につきましては、護岸の基本設計の際に調査しました結果をベースに掲載させていただいております。具体的な遮水シートの損傷時の対応等の情報は申し訳ございませんが、今手元に資料がございません。

【委員】 損傷時とは限りませんが、東京湾新海面処分場がどういう事後の管理をされているのか教えていただければより安心できると思います。また、ここでの事後管理方法は参考になると思うので、ぜひ情報を収集していただければと思います。

それから、前回の資料でも記載されていたのですが、「2重構造」と「一体型」という言葉が頭の中で繋がらなくて、言葉の使い方として違和感があります。本事業では、委員からの意見_No.3に対する回答で示していただいているように、独立した2重の構造になっている一方、一体型であるということの関係性が全く説明されていません。表現を整理していただいたほうがもう少しわかりやすくなるのではないのでしょうか。

【部会長】 ほかはいかがでしょうか。

【委員】 1ページについて、表1に遮水シート式を採用している埋立処分場を示していただいておりますが、この中で今回の遮水工と同じタイプが使われているのはどれでしょうか。

それから、遮水シートを2重ではなく1重となっている事例や、本事業で使用予定の仕様を既にこの表1の中のどこかで使われている、等の情報があれば教えていただけますでしょうか。

【事業者】 遮水シートとして使われている製品については、ホームページ等では公開されておりません。後日聞き取りをして、教えていただけたものについて資料と

して別途お渡しすることによろしいでしょうか。

【委員】 そういう情報が得られるのであればより安心につながると思いますので、よろしく願いいたします。

【部会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 遮水シートの接合方法としていくつかの工法があるのですが、どういう工法を使うか選択をするのは、誰がどういう手順で行うのでしょうか。

【事業者】 詳細設計の際に材質も含めて製品を決定することになりますが、製品によっては接合方法が制限されます。選んだ製品に適した接合方法を選択することになると思います。

【委員】 詳細設計の段階で決まるということでしょうか。

【事業者】 その通りです。

【委員】 それと先ほどの内容と重複しますが、「5層一体型」の「一体」という言葉は無い方が良いと思います。

【事業者】 表現を検討したいと思います。

【委員】 もうひとつ違和感があるのは、「2重構造」という用語です。「2重にしている」という記載であればイメージできるのですが、「2重構造」という言葉では違和感があります。

【委員】 簡潔に言うと、2重構造というのは遮水シートを2枚重ねるということによろしいのですよね。5層一体型というのは、保護マットを敷設して、その上に遮水シートを敷設して、さらにその上に保護マットを敷設して、さらに遮水シートをもう1枚のせて、保護マットを載せたものという理解でよろしいのでしょうか。

【事業者】 その通りです。

【委員】 5層の間が接着されているのであれば一体型という言葉で理解できるのですが、これは順番に載せているだけなので、一体型という表現は合わないと思います。

【委員】 細かいことで恐縮ですが、3ページの図1に遮水シートの施工手順が①から⑦まで示されており、②と⑥のところは上部保護マット、下部保護マットとなっている一方、④のところは中間保護層となっています。同図中の右側に記載されている④の説明では保護マットとなっているのですが、中間保護層と保護マットとはどのような違いがあるのでしょうか。

【事業者】 図1はマニュアルから抜粋したのですが、この図はあくまで一般的な施工の手順を示しております。中間層に、例えば土などを使用するケースも想定されておりますので、中間保護層となっております。今回のケースではその中間保護層を保護マットにしておりますので、ここの表現については違いが生じております。

【委員】 わかりました

【委員】 2ページ 委員からの意見_No.2について、委員意見に記載している「対応」というのは、遮水シートに破損等のトラブルがあったときの対応だと思うのですが、トラブルがあったときの対応はどのようにお考えなのでしょうか。

【事業者】 遮水シートそのものの耐久性は十分だと考えております。

また、浸出水が外に出ていないかの確認については、私どもで運営している矢板式の処分場と同様、護岸のすぐ周辺で事後監視を行って水質に変化がないかを確認していきたいと考えております。

【委員】 矢板式と遮水シートで、何かトラブルがあったときの対応は大きく違うと思います。例えば地震等で破損した場合、矢板式の場合は矢板を打ち直せばよいと思うのですが、遮水シート式の場合は、どこが破れたのかが分からない限り対応の取りようがありません。矢板式も遮水シート式も法令で認められているため性能はほぼ同じである、と説明されてもやはり不安が残ります。こういった場合の対応をある程度想定しておいていただきたいです。

また、遮水シートの耐用年数 50 年は意外とすぐに経過します。50 年経って遮水シートがボロボロになったときに何が起こるのかについても、どこかの段階で想定しておかなければいけないと思います。新しい技術であるので、非常に慎重に対応していただきたいと思います。

これらの対策に関する記述について、どうすればいいのかというアイデアがすぐに思いつくわけではないのですが、モニタリングの精度をより上げる、調査地点を増やす、先行事例の情報を継続して収集するといったことも一つの方法だと思います。

【部会長】 それでは、事業者との質疑は以上にしたしたいと思います。
ありがとうございました。退席いただいて結構です。

《事業者退室》

【部会長】 それでは、専門部会の報告案に関する議論に移りたいと思います。
前回の専門部会で議決いただきましたので、以後は非公開で審議をさせていただきます。

《専門部会報告案 配付》

【部会長】 それでは事務局から専門部会報告案の説明をお願いいたします。

《事務局より、専門部会報告案について説明》

【部会長】 ご意見、ご質問等ございましたらお願いします

【委員】 「Ⅱ 全般的事項」の(2)の3行目、「当該遮水シート式の安全性・耐久性」とありますが、安全性の前に「施工方法」も入れていただきたいです。

【委員】 「Ⅰ はじめに」の5行目で、「予測評価の対象とした各環境要素についておおむね適切に実施されている」と記載されていますが、専門部会報告はあくまで専門部会で検討した範囲についての意見なので、専門部会で審議した範囲を明確に記載していただく必要があると思います。

【委員】 「専門部会報告に適宜意見を追加・修正していただきたい」というよりも、水質、動植物、生態系以外に関しては、むしろ審査会での審議で追加・修正するというのをもう少し明確にしないと誤解を招くのではないのでしょうか。

そして、「Ⅰ はじめに」と「全般的事項」については、むしろ修正を前提として、骨子のような形でまとめているということを最初に記載しておいた方が良いかもしれません。

【委員】 専門部会報告の冒頭で、専門部会で審議した環境要素が述べられていますが、例えば鳥類や生態系は全く議論できておらず、それは審査会の他の委員からご意見を伺うという前提で考えています。そういう意味では、水質、動植物、生態系についての審議は専門部会で審議し終えた、というふうに受け取られると問題があると思います。

したがって、「Ⅰ はじめに」の5行目の一文は、ここで書かなくてもよいのではないのでしょうか。

【委員】 この一文は、審査会の答申案の記載内容を踏まえて記載されたのだと思いますが、全ての環境要素について概ね適切に予測・評価が実施されていると誤解されなければよいのですが。

【委員】 これは審査会に提出する資料ですが、公表もするのでしょうか。

【事務局】 公表予定です。

【委員】 公表するのであれば、記載内容を精査しないと無責任になると思います。これはすぐに答えが出ないと思うので、先に次の指摘を述べてもよいのでしょうか。

【部会長】 お願いします。

【委員】 「1 全般的事項」の(1)について、内容はこれでよいと思いますが、文章として違和感があります。二酸化炭素の吸収固定についても藻場の海洋生態系における役割の一つなので、「藻場は、海洋生態系において重要な役割を担っており」として、藻場が様々な役割を持っていることを示し、「陸域の森林等と同様に二酸化炭素を吸収・固定化する機能も有する」という文章にしたほうが良いと思います。また、「作用」よりも「機能」のほうが用語としていいと思います。

次に2段落目ですが、この指摘を記載されても事業者が困るのではないのでしょうか。捨石傾斜堤式護岸はごろごろとした石で造るので、表面の凹凸が大き

い護岸にするために、割石をでこぼこにするというのは難しく、緩傾斜護岸のように表面形状を変更するのは難しいと思います。

捨石傾斜堤式護岸を造るのであれば、藻場が形成・維持されやすい護岸構造を検討してください、としか書けないと思います。どのような割石を使うかというのは、詳細設計の段階で行うことだと思います。

【委員】 捨石傾斜堤式護岸の前に「海生生物の生息・生育環境の保全・創造に効果がある」と記載されています。垂直護岸よりは効果があるかもしれませんが、緩傾斜護岸と比べるとやはり効果は低いので、この前置きが付くこと自体が矛盾しているように思います。準備書 19 ページでは、これまでの周辺地域の実績や経済性といった有用性から採用した、とされているので、この部分は削除したほうが良いと思います。

【委員】 「1 全般的事項」の(2)について、こちらも文章の書き方ですが、「各種要件を比較したうえ」という部分はあまり内容がないので削除したほうが良いと思います。また、一つ前の方法書手続では矢板式となっており、準備書で遮水シート式に変更したことが大きな変更ポイントだと思うので、「準備書において、施工性や経済性などから鋼矢板式を遮水シート式に変更」と変えた方がわかりやすいと思います。

そうすると、その間にある「最適な護岸遮水構造を総合的に検討した結果」という部分がおかしくなるので、最初に持ってくるか、取ってしまうかどちらかにしたほうが良いと思います。

【委員】 取ったほうが良いと思います。

【委員】 「1 全般的事項」の(3)6行目のところで、「遮水性能が継続して機能しているか等」となっていますが、「性能」と書くのであれば「機能」というよりも「維持されている」のほうがいいですし、「等」はいらんと思います。

それからその2行下ですが、これは疑問に思うだけでどうすればいいかわからないのですが、「浸出水の水質が安定化するまでの間」というのが理解しづらいです。遮水シートでは、水は浸出しないという前提だと思うのですが、この「浸出水」というのは、排水処理する前の水でしょうか。それとも排水処理後の水でしょうか。

【事務局】 排水処理後の排水です。

【委員】 準備書では、処理された排水を浸出水という用語で整理されているのでしょうか。浸出水というと、にじんで出ているようなイメージですから、私はこれを読んだときに「遮水シートからにじんでいる」という意味にも読めてしまいました。用語をもう1回確認していただいた方がよいと思います。

排水は、基準以下の安全なものにして排出しているので、最初から安定していますし、完全に何も含まない水が出てくるようにはなりません。安定という言葉をここで使うのは違うと思います。

- 【委員】 この浸出水というのは、そういう意味なのでしょうか。埋め立て等を行ってそこからにじみ出てくる水を適正処理して排水する、その適正処理をする水が安定するまで、と私は理解したのですがどうでしょうか。
- 【事務局】 処分場なので、有害なものも入ってきます。埋立期間中は排水処理をして有害物質を取り除き、基準値以下になった水を排出するわけですが、埋立が完了した後も一定期間は排水処理を続けることとなります。この水質処理をしなくても基準値以下になるまで、という意図です。
- 【部会長】 つまり、ここでいう浸出水というのは、遮水シート等でクロズドにはなっているけれども、雨水等が入ることになじみ出てきて、そこにたまるというか、そういうものでよろしいでしょうか。
- 【事務局】 その通りです。
- 【委員】 浸出水だと、処分場外に出る水のように思われるので、「処分場内で生成する浸出水」としておけばよいのではないのでしょうか。
- 【事務局】 「処理前の水質が安定するまで」でいかがでしょうか。
- 【委員】 「安定」ではなく、「基準値以下になる」という言い方をしないといけないと思います。また、今の文では、意図がきちんと伝わらないと思います。
- 【委員】 「安定化」の前に「排水処理をする必要がなくなるまで」とか、あるいは「基準値以下となるまで」というように付け足せばいいのでしょうか。
- 【委員】 高値安定も安定であるので、安定という言葉は違う気がします。
- 【委員】 「安定」という言葉は外しましょう。
- 【委員】 「埋立終了までの間」と「浸出水の水質が安定化するまでの間」を「あるいは」で並べていますが、終了した後に安定化するので、同列ではないと思います。
- 【委員】 「埋め立て終了のみならず」でどうでしょうか。
- 【委員】 「埋め立て終了後も」でしょうか。まとめると、「廃棄物最終処分場内で生成する浸出水の水質が基準値以下になるまでは、周辺海域のモニタリングを行うことが望ましい」。最後は「行うべきである」でしょうか。少し強めの意見でいいと思います。
- 【委員】 埋め立てが完了したら、事業区域の端の排水処理施設で排水を処理して排出するということですが、その水は、時間がたてば処理しなくていくらいの水質になるのでしょうか。
- 【事務局】 そうなるまでは排水処理をしないといけないことになっています。
- 【委員】 排水処理が必要なくなるまで、どれくらいかかるのでしょうか。フェニックスの1期事業はどうなっているのでしょうか。
- 【事務局】 埋め立て自体は終わっていますが、排水処理自体は継続して実施されています。
- 【委員】 排水処理が必要ということは、この浸出水が有害性を持っているということ

であって、もし遮水シートの破損等で外に漏れると極めて有害な影響を及ぼすわけです。浸出水が有害な間は、モニタリングをしてもらわなければならないという意図の意見であると私は理解しました。

【委員】 「水質の基準値以下」とすると、有害物質のほかに窒素等も含まれます。フェニックス1期処分場の排水池の浸出水でも窒素濃度が高く排水基準をいまだに超過しています。「基準値以下」よりは「有害物質が基準値以下」としてはどうでしょうか。

【委員】 リン・窒素の栄養塩であっても、環境基準値を超えている所で増えるのは好ましいことではないので、あえて「有害物質」を入れる必要はないと思います。「排水基準以下」でよいと思います。

【部会長】 ということでよろしいでしょうか。

【委員】 「2 個別的事項」の(1)アの4行目で、浮泥の堆積状況を定期的に調査してほしいことを記載していますが、「浮泥」という言葉が突然出てくることになるので、1行目で「懸濁物(浮泥)の発生による影響を低減する」というのをに入れていただいたほうがよいと思います。2行目についても同様です。また、「措置」ではなく「防止措置」だと思います。

次に、(1)イについてですが、施工後にも責任を持ってもらわなければいけないので、「施工中の管理及び施行後のモニタリング」だと思います。

【部会長】 ほかはいかがでしょうか。

【委員】 少し話を戻すのですが、1ページの「はじめに」の2段目の2行は、審査会意見としてはあるべきですが、部会報告としては不要として削除しましたが、その次の段落で「本意見に十分留意したうえで」とあり、これについても部会報告の書き方ではないと思います。

専門部会報告書の書き始めの部分にも関わってきますが、部会としてどのような内容を審議して意見をとりまとめたのかを述べたうえで、この部会報告を参考に審査会で審議し、意見形成をしていただきたい、というようにまとめた方がよいのではないのでしょうか。

【委員】 報告書の書き始めの最後2行を見ると、「部会報告の内容をコアとして追加修正していただきたい」と読めるのですが、専門部会報告はあくまでたたき台なので、「参考にしていきたい」というほうがよいと思います。審査会で、この項目については審議しないというわけではないと思います。

【委員】 審査会意見のスタイルを気にせずに、1ページ目の最初の段落と「1 はじめに」のところは、部会報告だということでもまとめた方がよいと思いますが、どうでしょうか。

【委員】 最初の段落は、「付議されたことを審議して取りまとめた」で完結していると思うので、その次の2行は削除してもよいと思います。

【委員】 そうですね。主語がありませんね。

- 【委員】 「慎重に審議を重ね」の前に「本部会で」を追加しましょう。部会報告なので、意味は十分通じると思います。
- 【委員】 部会報告としては、「はじめに」のところはすべて不要だと思いますが、いかがでしょうか。
- 【委員】 要らないと思います
- 【自然環境担当課長】 審査会の答申には記載すると思うのですが、部会報告の中では消してもいいかもしれません。
- 【部会長】 では、「はじめに」を削除しましょう。
- 【委員】 「2 個別事項」(2)ア ですが、「水温など本事業以外の要因からの影響」と記載されているのですが、私が審査会で述べたのは、養殖による影響についてなので、「水温や養殖などの本事業以外の要因からの影響」にしていた方がより正確だと思います。また、「受けにくいとされる」は「考えられる」にしていた方がいいと思います。
- それから、アカモクとシダモクは、色々な意見があるのですが、今は同じ種類だとされているので、「アカモク(シダモク)、タマハハキモク等」としていただいた方がいいと思います。
- 次に、(2)イ ですが、「工事による水の濁り」の後に「や浮泥」を入れていただきたいです。
- 【部会長】 ほかにいかがでしょうか。
- 【環境保全部長】 現段階で、通しで読み上げて確認させていただいてよろしいでしょうか。

《事務局より、修正後の専門部会報告案の読み上げ》

- 【委員】 「1 全般的事項」(3)で先ほど議論した浸出水のところですが、遮水性能が継続して機能しているかどうかと、浸出水が基準値以下になるまでとは独立した話なので、浸出水の水質が基準値以下になることをもって事後調査をやめる根拠にはならないと思います。なので、最初の文で「独立して遮水性能が継続して維持されていることを確認する必要がある」とし、「また」で繋いで、「浸出水が基準値以下になるまで」という文を記載するのがいいと思います。
- 「廃棄物の埋め立て終了後も」という言葉が「遮水性能が維持されている」という部分にもかかってしまうので、その部分は前に持ってきてもいいのかもしれませんが。「廃棄物最終処分場の遮水性能が」の前に持ってくるのがいいかもしれないですね。
- 【委員】 「生成する浸出水の水質が排水基準値以下になるまで」という部分ですが、「なるまでの期間を評価書では予測する必要がある」としたほうがいいと思います。
- 基準値以下になるのがいつになるかわからないので、基準値以下になるのに

どのくらいの期間かかるのかを評価書の中では予測しなさいと。基準値以下にならない場合は排水処理を続けなければならないのですが、それはその次の段階として考えるべきことだと思います。

最後の「周辺海域の水質モニタリングを行う必要がある」というのは消した方が良いのではないのでしょうか。

【委員】 最後の部分を消すのは難しいのではないのでしょうか。そういう期間を予測し、その期間は適切に水質モニタリングを行う必要がある、という書き方でいかがでしょうか。

【委員】 排水処理を継続して行うとしても、何十年と排水処理が必要になるかもしれません。今の段階ではいつまでしなければならぬのかかわからないので、そこを私は心配しています。排水処理が必要なくなるまで水質モニタリングをなささい、と言ってもそのころまで事業者のフェニックスが残っている保証もありません。

【委員】 いつまで続くかわからないですが、排水処理をしなければいけない状況である以上、きちんとモニタリングをしていただかないと安心できません。確かに事業者には多少酷かもしれませんが。

【委員】 水質モニタリングをする時点では、埋立ては完了していると思われるので、土地の所有者が変わるのではないのでしょうか。

【委員】 変わっていると思います。

【委員】 土地の所有者が変わっても引き継いでもらわなければいけないことだと思います。いつ終わるかわからなくても、水質モニタリングは誰かが責任をもって実施してもらわなければいけないことなので、この記載は必要だと思います

【委員】 私も必要だと思います。

【委員】 それは公共水域の常時監視における水質調査で調べられるのではないのでしょうか。

【委員】 常時監視の調査地点の設定の仕方と、漏水検出を目的とした調査地点の設定の仕方は違います。護岸の近傍で調査しないと海水で薄まってしまい、漏水があるかどうか わからないと思います。

【委員】 遮水性能が低下した場合に、水質モニタリングで検出できるのでしょうか？内水は外海より水位が低く保たれていますし。

【委員】 今日の審査会で、遮水性能が失われた場合の対応として水質モニタリングを実施する、と事業者から説明があったので、それをきちんと実施してくださいという意見でよいと思います。水質モニタリングで検出できるのかと言われると、難しい問題ではあるのですが。

【委員】 2期事業の西側護岸を3期事業の東側護岸としても使用するわけですから、2期と3期は独立して動くことはできないので、事後調査計画はあまりかけ離れた内容にすることはできないと思います。2期事業は既に完了しかけています

と思いますが、2期事業の事後調査はどのような計画なのでしょう。

【事務局】 2期事業の処分場は、六甲アイランド南建設事業という事業で事後調査を行っています。

六甲アイランド南建設事業は、2期処分場と国直轄事業として北側で陸上残土で埋立を行う事業ですので、本事業については、土砂を埋め立てる期間中は工事中という取扱いになります。つまり、2期処分場の廃棄物処分場としてみれば供用中ですが、六甲アイランド南建設事業全体としてみれば、工事中の事後調査を現在も行っていきます。

土砂埋立てが終了して供用開始した後、数年間は事後調査を行う計画になっていると思いますが、供用開始までの期間については手元に資料がございませんので、正確にはわかりません。

【委員】 1段落目のところで、市アセス条例に基づく事後調査を実施する必要があるということ述べており、今議論している2段落目は、事後調査に加えて実施してもらわなければならない内容を述べていると理解しているのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 その通りです。事後調査が仮に終わったとしても、水質のモニタリングを実施してくださいという意図で記載しています。

【委員】 この2段落目の意見は、全般的事項の(2)ともつながりますが、遮水シート式という、まだまだ不確実性の高い方法を採用するため、遮水性能の確認をきちんとしてもらわないといけない、という意味ということですね。

【事務局】 はい。

【委員】 2段落目の2行目ですが、「遮水性能が継続して維持されていることを埋立て終了後も確認する必要がある」でよいのではないのでしょうか。

【委員】 確認する方法としては、水質モニタリングになるのではないのでしょうか。

【委員】 確認方法は事業者任せでよいのではないのでしょうか。

【委員】 処分場内からは遮水性能が維持されているかどうか確認できないと説明がありましたし、我々が気にしているのは周辺海域への影響です。フェニックス自身がやるかどうかは別にして、事業者として周辺の水質モニタリングをきちんと実施してください、と言う必要があると思います。

【委員】 事業者で確認方法を検討するとしても、ここでは「水質モニタリングを行う等で確認する」という言い方をしておかないといけないと思います。

【委員】 結果として検出できないぐらい軽微であるという結果になるかもしれませんが、事業者からそれ以外の方法は今のところ提示されていないので、やはり私は書いた方がいいと思います。

【委員】 「浸出水の水質が排水基準値以下になるまで」と書くと、期間が定まってしまうので、これは書かない方がいいのではないのでしょうか。

【委員】 そもそもですが、2つの別々のことを一つの文章の中に入れてしまっている

ので、「ために」で繋がずに2つの文に分けてしまえばどうでしょうか。

そして、2つ目の「排水基準以下になるまで」という文については、1期事業や2期事業と同様、法で必ず実施しなければならないと定められていることなので、あえて専門部会報告に書かなくてもよいと思います。

【委員】 削除する文章の意味合いを一文目に持たすために、文頭に「廃棄物の埋め立て終了後も」を入れましょう。

【委員】 「行って」というより「行うなど」とした方がいいと思います。

【委員】 次の段落ですが、期間を予測する必要があるという一文はありますか。

【委員】 いらないと思います。

【委員】 分かりました。「浸出水が水質基準値以下になるまで」というのはいかがでしょうか。

【委員】 それもいらないと思います。

【委員】 水質基準以下になるまで、というのは、2期事業で要求していないということでしょうか。

【事務局】 そこまでは要求していません。

【委員】 では、変えましょう。これでよろしいでしょうか。

【委員】 意見で要求するかしらないかというのものもあるかもしれませんが、水質が安定的に排水基準値を満たすまでは処理をしなければいけないというのは、法的に定められているのではないのでしょうか。この事業でも、事業場が排水を出すときにその排水基準を上回っていたら罰則等があるのではないのでしょうか。

【事務局】 排水基準値以下になるように処理して排水を出すということが、廃棄物処理法で義務として定められています。

【委員】 義務ですよ。それまではやらなければならないので、審査会として意見を出して要求するというのではないという判断ですね。

あと、部会報告書の冒頭の4行目で「水質、動物、植物、生態系」とありますが、個別的事項の(1)では「水環境」となっています。

【事務局】 個別的事項の「水環境」を「水質」に修正します。

【委員】 あと細かいですが、点とカンマが混じってるので、もう1回チェックをしてください。

【部会長】 それでは以上でよろしいでしょうか。

【委員】 部会報告の内容ではないですが、今回事業者に遮水シートについて色々と説明していただきましたが、遮水シートのことをあまりよく理解できていないことがショックでした。

海で遮水シートを張るというのはなかなか難しいことだろうと思いますので、遮水シートの施工業者の選定にあたっては十分配慮してほしい、とお伝えいただければと思います。

【環境保全部長】 事業者にきっちり伝えさせていただきます。

【 部会長 】 それでは今後のスケジュールについての説明をお願いします。

《事務局より、審議スケジュール〈案〉について説明》

【環境保全部長】 本日の議事録について、ご相談があります。本来であれば専門部会委員の皆様を確認していただいて確定し、審査会委員に送付すべきところですが、次の審査会までの期間が短いため、先に全審査会委員の皆様にお送りさせていただき、細かい文言修正については、後日させていただきたいのですが、ご了解いただけますでしょうか。

【 部会長 】 今回は、未定稿のかたちで各委員に送るということですね。

【環境保全部長】 そうです。おそらく今日の議論を正確に伝えないと、資料だけではわかっていただけないと思いますので、ぜひそうさせてください。

【 部会長 】 日本語になっているか不安がありますが。

【委 員】 普段のやり取りと同じなので、わかっていただけたと思います。

【環境保全部長】 ではご了解いただいたということでありありがとうございます。

【自然環境担当課長】 本日取りまとめた内容で専門部会報告とさせていただきます。もし細かい表現等で何か修正がありましたらご連絡させていただきます。

【 部会長 】 細かな所で気が付いたところ等は事務局で修正することがあるかもしれませんが、この内容で確定させるということをお願いします。

それでは、専門部会を終了いたします。部会ではお忙しいコロナで大変な時に本当にご苦勞様でした、ありがとうございました。